

国及び公共団体への被告の一元化の具体的な制度内容の案及びこれに関連して派生する問題の項目

#### 見直しの具体的な内容

取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないものとする（第 11 条関係）。

#### 第 11 条関係の問題

- (1) 現行の第 11 条第 1 項ただし書の規定の要否
- (2) 現行の第 11 条第 2 項の規定の要否
- (3) 「公共団体」の範囲

#### 被告適格の見直しに伴う土地管轄の見直しの要否

取消訴訟は、当該処分又は裁決をした行政庁の所在地の裁判所にも、提起することができることとする必要があるのではないか。

（注）管轄の実質的拡大については、別途検討する必要がある。

#### その他の関連して派生する問題

- 1 行政事件訴訟法の条文で、他に検討が必要と思われるもの
  - (1) 抗告訴訟の対象の定義（第 3 条関係）などにおける「行政庁」
  - (2) 「当事者訴訟」の名称（第 4 条、第 3 章ほか）
  - (3) 被告を誤った訴えの救済（第 15 条関係）
  - (4) 国又は公共団体に対する請求への訴えの変更（第 21 条関係）
  - (5) 行政庁の訴訟参加（第 23 条関係）
  - (6) 判決の拘束力等（第 33 条関係）
  - (7) 訴訟費用の裁判の効力（第 35 条関係）
  - (8) 取消訴訟に関する規定の準用（第 38 条関係）
  - (9) 出訴の通知（第 39 条関係）
  - (10) 民衆訴訟及び機関訴訟への取消訴訟に関する規定の準用（第 43 条関係）

(11)処分の効力等を争点とする訴訟（第45条関係）

2 その他の法律で、検討が必要と思われるもの

(1)行政不服審査法の規定の整備の要否

(2)国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の規定の整備の要否

(3)その他、個別法で特定の行政庁を被告として定めている場合の取扱い

3 訴訟手続上、処分をした（又は処分をすべきものとされる）行政庁を特定するための方策を講ずる必要はないか。